

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成26年11月1日号）

【今号の内容】

- 「フェスタinパーティ 2014」を開催します
- 「女性の活躍加速化大会」を開催します
- 「男のライフバランスを考える講座＜育児編＞」を開催します
- 「子育て支援県民のつどい」を開催します
- ワーク・ライフ・バランス&多様性推進・研究プロジェクト成果報告会の御案内
- 厚生労働省委託事業「テレワーク・セミナー」の御案内
- 子育て支援県民のつどい
- 過労死等防止対策推進法が施行されます
- 11月は過労死等防止啓発月間です
- 「過重労働解消キャンペーン」のお知らせ
- 過労死等防止対策に関するページを開設しました
- イクメン企業アワード2014 受賞企業の取組事例
- 10月1日から育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取扱いが変わりました
- 派遣先にも男女雇用機会均等法が適用されます
- 男女共同参画をテーマにした「とちぎネットアンケート」結果について
- とちぎ未来クラブ「企業内結婚サポーター」募集

「フェスタinパーティ 2014」を開催します

県（とちぎ男女共同参画センター）では、「フェスタinパーティ 2014」を開催します。

楽しいイベントもりだくさん！とちまるくんもやってくる！今年のテーマは「変えよう！変わろう！かがやく未来へ」です。グループ・団体による楽しいワークショップ・展示・体験、雑貨や農産物の販売などが行われます。

ご家族・お友達お誘い合わせの上、ぜひお越しください。

- 1 日時：11月15日（土）10時～16時
- 2 場所：パーティとちぎ男女共同参画センター
（宇都宮市野沢町4-1）
- 3 主な内容
 - (1) 男女共同参画の発表
 - (2) 親子で楽しめるコーナー
 - (3) ダンスや音楽

(4) 女性の活躍推進・協賛企業の紹介・展示

4 その他：

入場無料。申込不要

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c56/festa2014.html>

「女性の活躍加速化大会」～女性の力を企業の力に～
を開催します

県では、経済団体等と連携した「TOCHIGIで輝く☆『働くウーマン』プロジェクト」の集大成として、「女性の活躍加速化大会～女性の力を企業の力に～」を開催します。企業経営者や働く女性、高校生等を対象に開催した各講座等の報告や基調講演、パネルディスカッションを予定しています。とちぎの女性がいきいきと活躍できるよう企業ができること、自分にできることは何かを共に考えます。皆様もぜひご参加ください。

1 日時：12月19日(金) 13:30～16:30

2 場所：パルティとちぎ男女共同参画センター
(宇都宮市野沢町4-1)

3 内容

(1) 第1部：プロジェクト報告

当プロジェクトで実施した取組について、
各講座等の参加者が発表します。

(2) 第2部：

①基調講演

◆テーマ：女性の力を企業の力に

◆講師：公益財団法人 21世紀職業財団
会長 岩田 喜美枝 氏

[講師プロフィール]

1971年労働省入省。厚生労働省雇用均等・
児童家庭局長を最後に03年退官。03年(株)資生
堂に入社、08年代表取締役副社長に就任。12
年7月から顧問。12年3月からキリンホールデ
ィングス(株)社外監査役、12年7月から日本航空
(株)社外取締役、(公財)21世紀職業財団会長。
現在の公職としては男女共同参画会議、中央
教育審議会生涯学習分科会、内閣府消費者委
員会等。

②パネルディスカッション

◆テーマ：女性の活躍推進における現状・課題

・今後の展望など

◆コーディネーター：岩田 喜美枝 氏

◆パネリスト：

板橋 信行 氏（㈱板通 代表取締役社長）

高瀬 創 氏（㈱深井製作所 総務課長）

野内 比佐子 氏（㈱あしぎん総合研究所
課長）

滝澤 智恵子 氏（渡辺建設㈱ 営業本部開
発営業部(建築士)）

4 募集：400名

5 申込期限：11月28日(金) 先着順

※ 託児を希望される方は、11月14日(金)まで

http://www.parti.jp/kouza/index_01.html

「男のライフバランスを考える講座<育児編>」を開催します

県(とちぎ男女共同参画センター)では、「男のライフバランスを考える講座<育児編>」を開催します。

毎日の生活をより充実させながら、子どもとの距離をグッと近づけてみませんか？

1 日時：①12月6日(土) 13:30～15:30

②12月13日(土) 13:30～15:30

2 場所：パルティとちぎ男女共同参画センター

(宇都宮市野沢町4-1)

3 内容：①子どもの心を開く笑顔のコーチング

②落語と歌で楽しく考える男女共同参画

『わーく・らいふ・ばらんす』

4 講師：①NPO法人ハロールドリーム実行委員会2014年

実行委員長、シニアファシリテーター

石田 智子 氏

②男女共同参画落語創作・口演家

千金亭 値千金 氏

5 申込締切：11月29日(土) 先着順

※ 一時保育の申込締切は、11月18日(火)

http://www.parti.jp/kouza/index_03.html

「子育て支援県民のつどい」を開催します

県(こども政策課)では、県民の方々に、家族を持つことの大切さや子育ての喜びを感じてもらおうとともに、子育てを地域で支えあう環境づくりの大切さを感じてもらい、さらに児童虐待への関心を高めてもらえるよう子育て支援のイベントを行います。

是非お越しく下さい。

- 1 日時：11月16日(日) 10時30分～16時
- 2 場所：オリオンスクエア(宇都宮市オリオン市民広場)及びオリオン通り
- 3 内容
 - (1) 10:30～11:30 「歌う海賊団ッ!」「えりのあ」ミニコンサート&トークショー
 - (2) 11:30～12:15 シンポジウム：
とちぎでライフステージを楽しむために
～家族がいる生活(結婚・出産・子育ての夢)～
 - (3) 12:20～13:10 式典
 - (4) 13:10～16:00 「子どもの虐待をなくそう」
県民のつどい
- 4 備考：申込不要

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kennminnotudoi.html>

ワーク・ライフ・バランス&多様性推進・研究プロジェクト成果報告会の御案内

ワーク・ライフ・バランス&多様性推進・研究プロジェクトは、東京大学と民間企業が共同で、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進と働き方の関係などに関する調査研究を行うことを目的にスタートしました。

平成26年4月から拠点を中央大学へ移し、人材の多様化への対応という観点からの調査研究の重要性も踏まえた取組を展開してきています。

6回目となる本成果報告会では、近年企業の中での問題意識が高まりつつある「仕事と介護の両立」、「女性の活躍促進」、「働き方改革」において重要な役割を担う『管理職』に焦点を当て、最新の研究成果を報告するとともに、今後の課題や方向性を探ります。

- 1 日時：11月18日(火) 13時～17時30分
- 2 場所：中央大学駿河台記念館
(東京都千代田区神田駿河台3-11-5)
- 3 内容
 - (1) 第1部 分科会
 - ①分科会A「女性の活躍の拡大と管理職」
 - ②分科会B「介護経験者の事例から紐解く
～企業と管理職による両立支援のあり方～」
 - ③分科会C「働き方改革と管理職 ～事例から
学ぶ管理職の果たす働き方改革への役割～」
 - ④分科会D「ワーク・ライフ・バランス管理職を
いかに増やすか」
 - (2) 第2部 パネルディスカッション
 - ①テーマ：人材の多様化時代における職場マネジメントの課題
 - ②パネリスト
 - ・佐藤 博樹 (中央大学大学院 戦略経営研究科教授)
 - ・小室 淑恵 (㈱ワーク・ライフ・バランス 代表取締役社長)
 - ・松浦 民恵 (㈱ニッセイ基礎研究所 主任研究員)
 - ・矢島 洋子 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱ 主任研究員)
 - ③ファシリテーター：
 - ・武石 恵美子 (法政大学キャリアデザイン学部教授)
- 4 申込期限：11月7日(金)

<https://inquiry.chuo-u.ac.jp/cbs02/>

厚生労働省委託事業「テレワーク・セミナー」の御案内

厚生労働省では、委託事業として、テレワーク実施時の労務管理上の留意点やテレワーク実施企業による体験談等を内容としたセミナーを開催します。

- 1 日時：11月25日(火) 13時～16時
- 2 場所：ホテルルポール麹町
(東京都千代田区平河町2-4-3)

3 内容

- (1) テレワーク導入事例の紹介
- (2) テレワーク導入企業の体験談
- (3) テレワーク実施時の労務管理上の留意点
- (4) 情報通信技術面における留意点
- (5) 個別相談会（※ 事前に相談内容を登録した方）

4 申込期限：11月20日(木)

<http://telework2014.jp/tokyo>

過労死等防止対策推進法が施行されます

第186回国会において、過労死等防止対策推進法が制定されました。

この法律は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

また、この法律は、平成26年11月1日から施行されます。

1 定義：

「過労死等」：業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

2 過労死等防止啓発月間：

国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間(11月)を規定

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>

「過重労働解消キャンペーン」のお知らせ

厚生労働省では、本年9月30日付けで厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、その決定を踏まえ、本年11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の抑制等の過重労働解消に向けた取組として、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

この機会に、

- 時間外・休日労働時間の削減
- 健康管理措置の徹底
- 職場風土の改革

など、職場の労働環境を見直しましょう。

1 実施期間 11月1日(土)から同月30日(日)まで

2 主な実施事項

(1) 重点監督

① 監督の対象とする事業場等

ア 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施

イ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して重点監督を実施

② 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表

(2) 電話相談

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

■ 0120-794-713

(フリーダイヤルなくしましょう長い残業)

■ 11月1日(土) 9:00～17:00

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki jun/campaign.html>

過労死等防止対策に関するページを開設しました

県(労働政策課)では、過労死等防止対策推進法が平成26年11月1日から施行されることを受けて、過労死等防止対策に関するページを開設しました。

このページでは、同法及び過労死等防止対策についての情報を順次掲載していきます。

【主な掲載内容】

- 過労死等防止対策推進法の概要等
- シンポジウム等
- 相談窓口
- パワーハラスメント対策

<http://www3.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/karoushitouboushitaisaku.html>

イクメン企業アワード2014 受賞企業の取組事例

社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることができ、一大ムーブメントを巻き起こすべく、プロジェクトを推進している「イクメンプロジェクト」では、「イクメン企業アワード2014」の受賞企業を決定し、その取組について情報を掲載しました。

【イクメン企業アワード受賞企業の主な取組】

- 1 グランプリ
 - ①アース・クリエイト(有)
 - ・ 8名の男性従業員が育児休業を取得
 - ・ 配偶者出産時の特別休暇制度（2週間）
- 2 特別奨励賞
 - ①昭和電工(株)
 - ・ 「働き方を変えるチーム」
 - ・ 男性の育児休業取得キャンペーン「パパキャン」
 - ②住友生命保険相互会社
 - ・ PC利用時間制限
 - ③(株)千葉銀行
 - ・ 「19時（いくじ）に帰ろう月間」
 - ・ 「イクメン・イクママ カエルみえる化キャンペーン」
 - ④日本生命保険相互会社
 - ・ 男性の育児休業取得率100%に向けた取組
 - ⑤(株)日立ソリューションズ
 - ・ 「ポジティブ・オフ」（ポジティブな理由の休暇）
 - ⑥(株)丸井グループ

・短期育児休職制度

http://ikumen-project.jp/pdf/award_cases_2014.pdf

10月1日から育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取扱いが変わりました

育児休業給付金はこれまで、支給単位期間中(※)に11日以上就業した場合は、その支給単位期間について給付金は支給されませんでした。

平成26年10月1日以降の最初の支給単位期間からは、支給単位期間中に11日以上就業をしても、就業していると認められる時間が80時間以下の場合は、育児休業給付を支給します。

また、この取扱いの変更に伴い、平成26年10月1日から「育児休業給付金受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」と「育児休業給付金支給申請書」の様式が変更となりました。

詳しくは、下記リーフレットを御覧ください。

※ 支給単位期間：

育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間

【リーフレット】

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042797_2.pdf

【育児休業給付の詳しい制度内容はこちら】

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_continue.html

派遣先にも男女雇用機会均等法が適用されます

派遣先の事業主にも、労働者派遣法第47条の2により、男女雇用機会均等法における以下の3点が適用され、派遣労働者に対しても使用者としての責任を負うこととなります。

派遣先の事業主におかれましては、法に沿った雇用

管理がなされているか御確認いただくとともに、派遣労働者が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる職場づくりに向けて、一層御努力ください。

- 1 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
(男女雇用機会均等法第9条第3項)
- 2 セクシュアルハラスメント対策
(男女雇用機会均等法第11条第1項)
- 3 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置
(男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/hakensaki.pdf>

男女共同参画をテーマにした「とちぎネットアンケート」結果について

県(人権・青少年男女参画課)では、県民の「男女共同参画」に関する意識等を調査し、解決すべき問題等を把握するために平成26年度第3回とちぎネットアンケートを実施し、その結果を公表しました。

調査結果については、「とちぎ男女共同参画プラン(三期計画)」が目指す目標値の現状把握や、男女共同参画に関する啓発事業を企画・実施する上での参考として活用していきます。

- 1 調査対象者：
とちぎネットアンケート協力者(平成26年度第3回アンケート対象者) 358名
- 2 回答数：
上記1のうち210名(男性133名、女性77名)が回答(回収率58.7%)
- 3 主な結果
(1) 女性が生涯仕事を続けていくために必要なこと
① 1位：育児や介護のための休暇を取りやすい職場づくり 51.4%
② 2位：パートナー(配偶者)や家族の理解、家事・育児・介護等への参加 50.0%
③ 3位：保育・介護施設及びサービスの充実 44.3%
④ 4位：「夫は仕事、妻は家庭」といった社会全体の意識を変えること 29.5%

(2) 男性が仕事と生活のバランス（ワークライフバランス）をとりながら、家事や育児・介護等に参加していくために必要なこと

① 1位：育児や介護のための休暇をとりやすい職場づくり 54.3%

② 2位：職場や上司の理解 51.9%

③ 3位：各家庭で適切な役割分担について話し合われること 38.6%

④ 4位：「夫は仕事、妻は家庭」といった社会全体の意識を変えること 34.3%

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/houdou/h26danjyo-net-enquete.html>

とちぎ未来クラブ「企業内結婚サポーター」募集

とちぎ未来クラブでは、企業又は団体等内での結婚相談やとちぎ未来クラブが行う結婚支援事業の情報提供活動などをボランティアで行っていただける方を「企業内結婚サポーター」として募集しています。

※ とちぎ未来クラブとは、県民総ぐるみで結婚・子育てを支援し、家庭を築き安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進する組織です。

<http://www.tochigi-mirai.jp/>

1 応募の条件：

従業員等の結婚支援のため、企業等から推薦を受けた方

2 活動内容：

- ・ 企業等の従業員等の結婚相談に応じていただきます。
- ・ 企業等の従業員等にとちぎ未来クラブが実施する結婚支援事業や県内の出会いの場イベントなどの情報提供を行っていただきます。
- ・ とちぎ未来クラブと協力して健全な出会いの場イベントを実施することもできます。

3 ホームページへの掲載：

企業内結婚サポーターが所属する企業等は、とちぎ未来クラブホームページに掲載されます（希望しない場合は掲載されません）。

4 募集期間：随時受付

5 申込方法：

申込書に所定の事項を御記入の上、企業等の代

表者印を押印し、団体の業種や業種に関する資料
(定款やパンフレット等)を添付してとちぎ未来
クラブ宛て郵便で送付して下さい。

※ 詳しくは、とちぎ未来クラブのホームページ
(企業内結婚サポーター募集ページ)を御覧く
ださい。

<http://www.tochigi-mirai.jp/deai/group/index2.html>

http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kouhou/miraikurabu_kigyounai.html

こども政策課 子育て環境づくり推進担当 TEL:028-623-3068

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ
い。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225